

預金保険制度

平成17年4月以降は、全額保護される決済用預金を除き、預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます。

「決済用預金」とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」という条件を備えた預金で当座預金や利息の付かない普通預金が該当します。

利息が付く普通預金や定期預金などについては、預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます。

詳しくは、金融機関の窓口などにおたずねください。

預金保険対象商品と保護の範囲は

商品の分類		期間	平成17年3月末まで	平成17年4月から
		預金保険の対象商品	当座預金 普通預金 別段預金	
定期預金 定期積金 ビック ワイドなど			合算して元本1千万円(1)までとその利息など(2)を保護 【1千万円を超える部分は金融機関の財産の状況に応じて支払われず(一部カットされることがあります)】	決済用預金以外の預金(利息の付く普通預金、定期預金など)は、合算して元本1千万円(1)までとその利息など(2)を保護【1千万円を超える部分は金融機関の財産の状況に応じて支払われず(一部カットされることがあります)】
対象外商品	外貨預金 譲渡性預金 ヒットなど		保護対象外 【金融機関の財産の状況に応じて支払われず(一部カットされることがあります)】	

(1) 金融機関が平成15年4月以降に合併などを行ったり、営業(事業)のすべてを譲受けた場合は、その後1年間に限り、当該保護金額が1千万円の代わりに、「1千万円×合併などに関わる金融機関の数」による金額になります。(例えば、2行合併の場合は2千万円)

(2) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配なども利息などと同様に保護されます。

預金保険制度に加入している金融機関は

銀行(日本国内に本店があるもの)	信用金庫	信用組合	労働金庫
信金中央金庫	全国信用協同組合連合会	労働金庫連合会	

農協、漁協、水産加工協などは別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

もっと詳しく知りたいかたは

預金保険機構 ☎03・3212・6029、東海財務局 ☎052・951・2490または金融機関の窓口におたずねください。

金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/>

預金保険機構ホームページ <http://www.dic.go.jp/>